

宮崎市監査委員	阪元 勇
宮崎市監査委員	松浦 史典
宮崎市監査委員	上田 武広
宮崎市監査委員	函師 勝幸

定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

- 1 宮崎市監査基準への準拠
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類
地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査
- 3 対象
総務部（総務法制課、人事課、市役所改革推進課、情報政策課、契約課、管財課、新庁舎整備課）の令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日から 10 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程
 - (1) 実施場所 関係各課及び監査室
 - (2) 日 程 令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 2 月 22 日まで
- 7 結果
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。
ただし、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められた。
 - (1) 市外旅行について、旅行命令書上の航空賃と実際の航空賃とが相違し、戻入が発生しているにもかかわらず、旅行命令の変更および精算、戻入が行われていなかった。（人事課）
 - (2) 手数料に係る支出負担行為について、1 件 1,000 万円未満は副市長専決事項、1 件 1,000 万円以上は市長決裁事項であるにもかかわらず、部長までの決裁としているものがあつた。（情報政策課）
 - (3) 複数単価契約について、予定価格書は各単価とその単価に予定数量を乗じた額（推定総額）

を記載すべきところ、総額のみを記載していた。(情報政策課)

8 その他必要と認める事項

これまでの定期監査の結果を踏まえて、地方自治法第199条第10項の規定に基づき次のとおり提言する。

- (1) 複数単価契約について、これまでの定期監査において不適切な事務処理が散見されている。については、複数単価契約のあり方や適正な実務について、マニュアルを作成し、研修を行うなど周知・徹底を図られたい。
- (2) 契約保証金について、財務規則の一部改正により令和5年4月から取扱いが変更されているが、納付免除に係る適用を誤った案件や、従前は免除可であったものが不可となった案件などが見受けられる。については、事務処理誤りの防止と事務負担の軽減という観点から、取扱いについて周知と検討を図られたい。